

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっている。こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図る観点から、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 96 号）が制定され、「標準的な運賃の告示制度」（法附則第 1 条の 3）が設けられたところである。

「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック運送事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和 6 年度から年間 960 時間の時間外労働の限度時間の設定がされること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して運営を行っていく際の参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、令和 5 年度末までの時限措置として設けられたものである。

改正後の法附則第 1 条の 3 第 1 項においては、令和 6 年 3 月 31 日までの間、「国土交通大臣は、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができる。」と規定されている。

標準的な運賃の設定に当たっては、当該規定の趣旨に沿って、一般貨物自動車運送事業者の原価等の集計、運賃額の計算等を行い、同条第 2 項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件（令和 2 年国土交通省告示第 5 7 5 号）のとおりに告示を行った。その基本的な考え方や、実際の適用方法等については以下のとおりである。

1. 標準的な運賃に係る基本的な考え方**（1）運賃表の設計**

前提として、以下の考え方に基づき運賃表の設計を行った。

① 対象となる運送契約

一般貨物自動車運送事業における代表的な運送契約として、積載量にかかわらず、車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提とし、距離制及び時間制の 2 種類の運賃表を策定した。

② 車型・車種

車型については、代表的なバン型の車両を前提とした。

車種については、代表的な分類として以下のとおり設定した。

- ・小型車（2 t クラス）：最大積載量 2 トン以下の車両
- ・中型車（4 t クラス）：最大積載量 2 トン超かつ車両総重量 11 トン未満の車両
- ・大型車（10 t クラス）：中型車（4 t クラス）を超える車両（トレーラー（20 t クラス）を除く。）
- ・トレーラー（20 t クラス）：牽引車と被牽引車とを連結した車両であって最大積載量が 20 トン前後のもの

③ 地域差

人件費や物価等の地域差を考慮し、地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位で運賃表を策定した。

④ 運賃と料金の考え方

原則として運送の役務の対価としての運賃について設定することとし、運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金（積込・取卸料、附帯業務料、有料道路利用料、フェリー利用料等）については、運賃表とは別に項目のみ規定することとした。ただし、待機時間料については、30分を超える場合の30分ごとに生じる標準的な額を設定した。

⑤ 元請・下請の関係

標準的な運賃の計算に当たっては、いわゆる元請事業者の備車費用等については考慮せず、実運送を行う場合に要する原価について計算を行った。

（2）適正原価・適正利潤

一般貨物自動車運送事業の実績等より能率的な経営を実施していると認められる運送事業者に対して各種原価等の調査を実施して得た結果（以下「原価調査結果」という。）を基に、年間・車両1両当たりの原価計算を行った。

① 固定費単価

走行距離にかかわらず、事業を行う上で固定的に発生する費用として、以下の項目ごとの年間費用（車両償却費、人件費、自動車関係税、自動車関係保険料、荷役関連費、借入金利息及び間接費（固定費相当額））を積算した額を年間労働時間で除して1時間当たり固定費を算出した。

【算定式】（a～gの合計値）÷年間労働時間（約2,086時間）

a 車両償却費

原価調査結果による車両の調達価格及び付属備品等の費用を合算した額を車両償却年数で除して、1年間当たりの車両償却費を算出した。

なお、車両の償却年数については、車両の購入に係る融資の返済期間、車両のリース期間、車両の修繕費の上昇の傾向等の実態を踏まえ、経営環境の維持・改善を図ることができる環境を整えるとともに、運送事業者における安全・環境性能の高い車両への買替えの促進の観点から、5年を基準とした。

【算定式】（車両の調達価格＋付属備品等の費用）÷車両償却年数（5年）

b 人件費

所定労働時間内の人件費（以下「基準内人件費」という。）は、時給単価に対し、原価調査により得られた車格ごとの人件費格差の比率（車格差率）、一定の福利厚生費率、年間労働時間を乗じて、1年間当たりの人件費額を車格ごとに算出した。

なお、運転者の労働環境については、賃金水準が全産業平均より約1割～2割低く、労働時間が全産業平均より約2割長い現状に鑑み、「運転者の労働条件の改善」という改正法の趣旨に基づき、時給単価については全産業の平均値

を基準として設定した。

また、年間労働時間については、週 40 時間の労働を前提とし、約 2,086 時間とした。

【算定式】時給単価×車格差率×（1＋給与に対する福利厚生費率）×年間労働時間（約 2,086 時間）

c 自動車関係税

原価調査結果により、1 年間当たりの自動車取得税額（自動車税環境性能割額）、自動車税額、自動車重量税額を算出した。

d 自動車関係保険料

原価調査結果により、1 年間当たりの自動車損害賠償責任保険料、一般自動車損害保険料（任意保険料）を算出した。

e 荷役関連費用

原価調査結果により、1 年間当たりの荷役関連の消耗品に係る費用を算出した。

f 借入金利息

原価調査対象事業者の実績値を用いて、1 年間当たりの借入金利息額を算出した。

【算定式】ベースとなる資産（事業用固定資産額＋運転資本額（営業費×4%））×他人資本構成比×金利

g 間接費（固定費相当額）

間接費については、施設利用料、施設賦課税、事務員等の人件費、及び自動車以外の施設等の減価償却費等を見込むものとして、原価調査の対象事業者の実績値を用いて間接費率（年間総費用額に対する割合）を算出した上で、上記固定費に対応する 1 年間当たりの間接費の額を算出した。

【算定式】{a～f の合計値（円/年）} ÷ {1－間接費率（%）}－{a～f の合計値（円/年）}

② 変動費単価

走行距離に比例して発生する費用として、以下の項目ごとの費用（燃料費、オイル費、タイヤ費、尿素水費、車検・修理費及び間接費（変動費相当額））を積算し、1km 当たりの変動費を算出した。

h 燃料費

燃料費は、軽油単価の変動幅が大きいため、その変動分は燃料サーチャージにより収受することを前提として、全国一律 100 円/L を基準として、1 km 当たりの燃料費を算出した。

【算定式】軽油単価（100 円/L）÷燃費

i オイル費

原価調査結果により、1 km 当たりのオイル費を算出した。

【算定式】 {オイル単価 (円/L) × オイル交換 1 回当たりオイル量 (L) + オイル交換 1 回当たり工賃 (円)} ÷ オイル交換 1 回当たり走行距離 (km)

j タイヤ費

原価調査結果により、1 km 当たりのタイヤ費を算出した。

【算定式】 {タイヤ単価 (円/本) × タイヤ交換 1 回当たり交換本数 (本) + タイヤ交換 1 回当たり工賃 (円)} ÷ タイヤ交換 1 回当たり走行距離 (km)

k 尿素水費

原価調査結果により、1 km 当たりの尿素水費を算出した。

【算定式】 尿素水単価 (円/L) ÷ 尿素水 1 L 当たり走行距離 (km)

1 車検・修理費

原価調査結果により、1 km 当たりの車検・修理費を算出した。

【算定式】 {年間車検整備費 (円/年) + 年間一般修理費 (円/年)} ÷ 年間走行距離 (km)

m 間接費 (変動費相当額)

上記の間接費率を用いて、上記変動費に対応する間接費額を算出した。

【算定式】 {h~1 の合計値 (円/km)} ÷ {1 - 間接費率 (%)} - {h~1 の合計値 (円/km)}

③ 基準外人件費

基準外人件費 (所定労働時間外の人件費) については、労働基準法に基づき、基準内人件費 × 1.25 により算出した。

④ 適正利潤

自己資本に対する適正な利潤額を元に、運送原価に対する利益率を算出した。

【算定式】

適正利潤額 : ベースとなる資産 (事業用固定資産額 + 運転資本額 (営業費 × 4%)) × 自己資本構成比 × 0.1 ÷ (1 - 利益課税率)

運送原価に対する利益率 : 適正利潤額 ÷ 運送原価

(3) 運賃額の計算方法

① 距離制運賃額

1 運行当たりの運賃額の算出は、以下の計算式により算出した。

$$\left[\begin{array}{l} (1 \text{ km 当たり変動費}) \times (\text{走行距離}) + \\ (1 \text{ 時間当たり固定費}) \times (\text{所要所定内労働時間}) + \\ (1 \text{ 時間当たり基準外人件費}) \times (\text{所要所定外労働時間}) \end{array} \right] \times (1 + \text{利益率})$$

1 運行当たり走行距離については、標準的な運賃を設定するに当たって、帰り荷がない場合の運行においても帰路に要する必要な原価を確保することを前提と

しているため、実車キロ程（運賃表のキロ程）に2を乗じて算出した距離とした。

所要所定内労働時間については、走行時間のほか、一運行において通常発生することが想定される待機時間1時間（発地及び着地各30分間）及び通常必要となる点呼・法定点検等の運行準備に要する時間を含むこととしている（※）。

※平成11年の旧公示運賃（原価計算書の添付を要しない範囲として、平成2年の旧公示運賃を基準に上下20%の上限・下限を設定した運賃）においては、上記の時間に加えて積み込み・取卸しに要する時間についても含むこととしており、考え方が異なるため留意されたい。

また、長距離帯における時間外労働時間については、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されることを踏まえ、運行1日当たり約3.7時間が限度となるよう設定している。

なお、一定の中長距離帯においては、高速自動車国道など有料道路の走行を前提とした平均走行速度を使用して運賃額の計算を行っている。

② 時間制運賃額

契約する時間（8時間又は4時間）に応じて、時間制運賃を適用する場合に通常想定される1運行当たりの走行距離（以下「基礎走行距離」という。）及び基礎作業時間（8時間又は4時間）を設定した上で、基礎走行距離及び基礎作業時間の範囲内で運行する場合の運賃額（以下「基礎額」という。）を以下の式により設定した。

$$\left[\begin{array}{l} (1\text{ km 当たり変動費}) \times (\text{基礎走行距離}) + \\ (1\text{ 時間当たり固定費}) \times (\text{基礎作業時間}) \end{array} \right] \times (1 + \text{利益率})$$

また、基礎走行距離を超えて運行する場合の加算額は1 km 当たり変動費に10 km を乗じた額に利益率を加味した額、基礎作業時間の範囲を超えて運行する場合の加算額は1 時間当たり基準外人件費の額に利益率を加味した額として設定した。

なお、基礎走行距離については、時間制運賃を適用する場合における車両の走行速度の実態等を勘案し、8 時間制について小型車は100 km、小型車以外は130 km とし、4 時間制について小型車は50 km、小型車以外は60 km とした。

③ 待機時間料

トラック運送業において、発地又は着地における長時間に及ぶ荷待時間は、運転者の長時間労働の主な要因の一つとなっている。荷主の責により待機した時間に応じた料金を収受することで適正な対価を確保することができる環境を整えるとともに、荷待時間の削減など長時間労働の改善に向けて荷主と運送事業者が一体となった取組を進める環境を整えることを目的として、30 分を超える荷待ちに係る待機時間料を設定した。

料金の算出に関しては、発地又は着地において待機時間が30 分を超える場合における30 分ごとの料金として、30 分当たりの基準外人件費に利益率を加味して算出した。

2. 具体的な適用方法

標準的な運賃の設定に当たって想定している具体的な適用方法については、以下のとおりである。

(1) 適用する運送

標準的な運賃は、一般貨物自動車運送事業者が一般的なバン型車両を貸し切って運送する場合を念頭に、距離制運賃表及び時間制運賃表の2種類の運賃表を設定している。個々の運送についていずれの運賃表を適用するかについては、運送する貨物の種類、量、距離、交通事情及び運送に付帯する荷役作業などの諸条件を勘案し、荷主との契約の中で決定することとなる（※）。

※一般的には距離制運賃表が使用される場合が多いが、時間制運賃表が適用される代表的な場合としては、例えば、①走行キロは短いが、車両を時間的に拘束される場合、②大都市などの交通渋滞等によって運行効率が著しく低下する場合、③短距離を反復してピストン輸送する場合、等が考えられる。

また、標準的な運賃は、人件費や物価等の地域差を考慮し、下表のとおり各地方運輸局の管轄区域ごとに10ブロック別の運賃を設定している。運送事業者においては、運送を行う車両が配置されている営業所の所在地を管轄する各地方運輸局のブロックの運賃を参考に運賃を設定することとなる。

運輸局	管轄する都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、長野県
中部	福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県

(2) キロ程等の計算

(距離制運賃表)

距離制運賃表における運送キロ程の計算は、1車1回の運送で、発地で貨物を車両に積み込んでから、着地で車両から貨物を取り卸すまでのキロ程（貨物を積載して実際に走行したキロ程）による。したがって、事業者の営業所（車庫）から荷主より指定された積込場所までの往路空車回送区間及び取卸場所から復路空車回送区間のキロ程は運送キロ程の計算の対象とならない。

なお、運送の途中において、貨物の一部を積み卸した場合は最初に積み込みを行った場所から、最後に取卸しを完了した場所までの実車キロ程によることとする。

(時間制運賃表)

時間制運賃表における走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到達したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行う。

なお、4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、労働の実態、車両の使用効率からみて、以後の車両の使用が保証されないことを踏まえ、正午から起算した時間により加算額を計算することとしている。

(3) 特殊車両割増

一般貨物自動車運送事業において使用される車両については、運送を行う品目や運行の形態等に応じて様々なものが存在し、車両によって原価構造が異なる場合がある。

標準的な運賃においては一般的なバン型車両を念頭に運賃表を設計しているが、同様の構造の冷蔵・冷凍車を使用する場合については原価調査の結果に基づき割増率（2割）を設定している。当該冷蔵・冷凍車割増を適用する場面としては、生鮮食料品等の貨物を冷蔵・冷凍機能を活用して運送する場面等を想定している。

また、これ以外の特殊な車両を使用する場合については、上記の計算方法も参考にしつつ、別途原価計算を行うことが望ましい。

(4) 休日割増

標準的な運賃においては、休日割増として、人件費構成比及び法定割増率を参考に割増率（2割）を設定した。当該割増率を適用する基準運賃額は、日曜祝祭日の0時から24時の間に運送した距離に対応した運賃額となる。

(5) 深夜・早朝割増

標準的な運賃においては、深夜・早朝割増として、人件費構成比及び法定割増率を参考に割増率（2割）を設定した。当該割増率を適用する基準運賃額は、午後10時から午前5時の間に運送した距離に対応した運賃額となる。

(6) 待機時間料

待機時間料の設定の考え方は1. (3) ③のとおり。

実際の待機時間料の算定は、荷主との間で定められた場所及び時間に車両が到着してから、荷主側の責によって30分を超えて待機した場合において30分までごとに発生した待機時間に応じた料金を収受する。運送事業者側が約束の時間前に車両を到着させるような場合は荷主側の責によらないものであることから、待機時間料の算定の対象外となる。

なお、時間制運賃表の適用時における待機時間料については、原則として、基礎作業時間に係る基礎額及び基礎作業時間を超えた場合の加算額において収受することを想定している。

また、予め距離制運賃表を適用することとしていた運送において、予期せぬ渋滞等により運行が長期化し、追加的に人件費等の費用が生じるような場合については、原則として待機時間料の対象とはならないものであるが、荷主との合意を前提に、

待機時間料に準じて追加的に料金を収受することや、事後的に時間制運賃表により精算を行うこと等を妨げるものではない。

(7) 積込料、取卸料、附帯業務料

標準的な運賃は、運送の役務に係る原価を前提として計算していることから、運送以外の役務として別途積込み、取卸しその他荷造り、仕分け、検収・検品等の附帯業務を行った場合には、運賃とは別にこれらに係る料金を収受する必要がある。

積込み、取卸しその他附帯業務に係る具体的な料金については、その作業・業務の内容に応じて要するコストが様々であるため、運送事業者において、適切に設定を行う必要がある。具体の設定方法の例としては、上記待機時間料の設定も参考に、一定の人件費を基準として、作業の内容に応じて付加的に要する費用等を加味する手法などが考えられる。

(8) 実費

有料道路利用料、フェリー利用料等については、運賃とは別に実費として収受することとしている。

なお、旅費（運転者の宿泊費）のうち通常想定される平均的な額については、標準的な運賃の設定に当たって間接費額の計算の一環として原価に算入している。ただし、宿泊を伴う長距離運行が恒常的に発生する場合など標準的な程度を超えて旅費が発生する場合においては、これを超える部分を実費として収受することは差し支えない。

(9) 燃料サーチャージ

告示Ⅶに規定する燃料サーチャージについては、別添のとおりとする。

標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を100円として算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も100円として設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年5月16日最終改定）も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

(10) その他

標準的な運賃の設定に当たって想定している主な適用方法は上記のとおりであるが、従来の商慣習上、運送に一定の資格や措置を要する場合など、個々の運送の実情によるコストの変動に応じて、上記に含まれない運賃計算方法の特例や、各種割増（※）・割引等が行われる場合がある。運送事業者においては、自ら行う運送の実態等に応じて適切な運賃表の適用方法を設定する必要がある。

※例：品目割増、特大品割増、冬期割増、悪路割増等

3. 標準的な運賃の活用に係る手続

標準的な運賃は、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すものであることから、運送事業者がこれを活用するに当たっては、上記の原価及び利潤の考え方を参考としつつ、自らの運行実態等を踏まえて事業に係る原価及び利潤を計算した上で、実際に適用する運賃及び料金を設定し、運賃及び料金の種類、額並びに適用方法等について所定の届出を行う必要がある。また、原価の計算については、「原価計算要領について（平成6年自貨第12号）」も参考にされたい。

なお、標準的な運賃と同様の運賃を設定する場合には、運賃と料金とを区分して収受する旨が定められた運送約款として、独自に認可を受けた約款又は標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号。平成31年3月8日最終改正）を使用し、運賃及び料金と併せて掲示を行う必要がある。

4. 行政処分等との関係

標準的な運賃は、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すものであり、標準的な運賃と異なる運賃を収受したことのみをもって罰則が科されるなどペナルティを伴うものでない。

しかしながら、運送事業者において、社会保険に加入せず不当に原価を抑えて事業を行うなどの法令違反が確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年国自安第73号・国自貨第77号・国自整第67号）」による行政処分を行う。

また、荷主が一方的に、設定した運賃額より低い運賃で運送委託等を行う等により、下請法・独占禁止法に違反する場合には、これらの法律に基づく処分の対象となるほか、不当に低い運賃額の支払いが運送事業者における過労運転・過積載運行を招くなど、荷主の行為が運送事業者の法令違反の原因となるおそれがある場合には、関係行政機関の長と連携し、法附則第1条の2による荷主への働きかけ等を行う。

燃料サーチャージについて

1. 以下の算出方法による。

基準価格：100.0 円 スタンド価格による。

改訂する刻み幅：5.0 円

改定条件：改定の刻み幅 5.0 円/L の幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件：軽油価格が 100.0 円/L を下回った時点で、翌月から廃止する。

計 算 式：（距離制運賃）

走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/L) × 算出上の燃料価格上昇額 (円/L)
 （時間制運賃）

平均走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/L) × 算出上の燃料価格上昇額 (円/L)

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおり。

調達している軽油価格		燃料サーチャージ 算出上の代表価格	上昇額
基準価格		100.00 円	—
～ 100.00 円		廃止	
100.00 超	～ 105.00 円	102.50 円	2.5 円
105.00 超	～ 110.00 円	107.50 円	7.5 円
110.00 超	～ 115.00 円	112.50 円	12.5 円
115.00 超	～ 120.00 円	117.50 円	17.5 円
120.00 超	～ 125.00 円	122.50 円	22.5 円
125.00 超	～ 130.00 円	127.50 円	27.5 円
130.00 超	～ 135.00 円	132.50 円	32.5 円
135.00 超	～ 140.00 円	137.50 円	37.5 円
140.00 超	～ 145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超	～ 150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超	～ 155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超	～ 160.00 円	157.50 円	57.5 円
160.00 超	～ 165.00 円	162.50 円	62.5 円
165.00 超	～ 170.00 円	167.50 円	67.5 円
170.00 超	～ 175.00 円	172.50 円	72.5 円
175.00 超	～ 180.00 円	177.50 円	77.5 円
180.00 超	～ 185.00 円	182.50 円	82.5 円

※ 代表価格は、刻み幅の 0.5 倍の額を基準価格に加算した額とした。

※ 上昇額は、（代表価格－基準価格）とした。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおり。

車種	燃費
小型車（2 t クラス）	〇〇 km/L
中型車（4 t クラス）	〇〇 km/L
大型車（10 t クラス）	〇〇 km/L
トレーラー（20 t クラス）	〇〇 km/L

4. 時間制運賃を算出する上での条件（平均走行距離）は以下のとおり。

車種	8 時間制	4 時間制
小型車（2 t クラス）	100km	50km
中型車（4 t クラス）	130km	60km
大型車（10 t クラス）	130km	60km
トレーラー（20 t クラス）	130km	60km

5. 端数処理等

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。